

令和7年度 平塚市保健事業の概要

1 母子保健事業

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、「ひらつかネウボラールーム はぐくみ(こども家庭センター)」を円滑に運営する。また、産後ケア事業を充実させ、切れ目のない母子への支援を、関係機関とのネットワークにより実現し、地域母子保健の一層の向上を図る。なお、母子保健事業の実施体制をより強化するため、こども家庭課との連携を高める。

健やかな妊娠と出産のために、妊婦健康診査の公費負担の増額や新たにハイリスク妊婦等が遠方で健診を受ける際の交通費助成等に加え、1か月児健康診査の費用助成を実施する。

また、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的不安を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業」を一体的に実施する。

(1) 母子保健事業推進連絡会

母子保健事業の円滑な推進を図ることを目的としている。構成員は、平塚保健福祉事務所、平塚市医師会及び平塚歯科医師会等から推薦された4人で構成している。

(2) 「ひらつかネウボラールーム はぐくみ(こども家庭センター)」の運営

妊娠期から出産、子育て期(就学期前)までの切れ目のない支援を実施するため、「ひらつかネウボラールーム はぐくみ(こども家庭センター)」を運営する。保健師、助産師などの専門職員が個別面談により、母子健康手帳の交付、妊娠・出産・子育てに関する悩みの相談や情報提供などを行い、関係機関との連携により必要な支援につなげる。また、栄養指導強化のため、初妊婦を中心に必要と判断する方へ専任の管理栄養士による面談を行う。また、令和6年4月1日からこども家庭センターをこども家庭課とともに運営する。

(3) 母子健康手帳の交付

妊娠届出があった全妊婦に対して面談を行い、母子健康手帳と妊婦健診助成券等を交付する。また、妊娠・出産・子育てに関する悩みの相談や情報提供、支援プランを作成するとともに、早期にリスクを把握する。面談の際に妊婦等包括相談支援事業のためのアンケートの案内とともに、5万円の妊婦のための支援給付を行う。

(4) 産後デイサービス 「ママはぐ」(産後ケア事業)

支援者がいない孤立しがちな初産婦、精神的に不安定で育児の不安が強い初産婦を対象に、管理栄養士が用意した昼食を提供し、産後の身体的回復と心理的な安定を促進、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子と家族が健やかな育児ができるように支援する。

産婦の身体的回復の支援、授乳指導、母乳ケア、悩みなどの傾聴等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、育児に必要な情報提供等など、助産師や看護師、管理栄養士、保育士が実施するデイサービス(午前から午後にかけての数時間)を月1回開催する。

(5) 産後メンタルヘルス相談(産後ケア事業)

産後うつ対策として、より専門的な精神・心理的支援が必要な産婦等に適切に対応できるように、臨床心理士による個別相談を月1回開催し、医療機関との連携を含め、安定した育児ができるように母親とその家族を支援する。

(6) 産前・産後ヘルパー派遣事業（産後ケア事業）

産前・産後の切れ目のない支援体制を充実させるため、妊娠、出産期の母親の負担を軽減することを目的に、産前・産後ヘルパー派遣事業を実施する。

産前から出産後6か月未満までの家庭に訪問介護事業所からヘルパーを派遣し、育児援助及び家事援助を実施する。

令和4年度から多胎やメンタル不調の産婦について、利用期間を出産後1年未満までに拡大した。

(7) 産後ショートステイ事業（産後ケア事業）

出産後、「産後の疲れで体調が良くない」、「赤ちゃんのお世話の仕方が分からない」などの産婦がゆっくり体を休めたり、助産師による授乳指導や育児相談を受けるため、病院、助産所等の空きベッドを活用し、宿泊による休養の機会を提供する。

(8) 産後デイサービス事業（産後ケア事業）

出産後、「産後の疲れで体調が良くない」、「赤ちゃんのお世話の仕方が分からない」などの産婦がゆっくり体を休めたり、助産師による授乳指導や育児相談を受けるため、病院、助産所等で休養の機会を提供する。

(9) 産後アウトリーチ（訪問型）事業（産後ケア事業）

日中、利用者の自宅に助産師等が訪問し個別に支援を実施する。（母親の心身ケア、授乳ケア（乳房マッサージを含む）、育児相談等）概ね1回90分。

(10) ハローベビー育児体験

ネウボラルームはぐくみにて、妊娠8か月アンケートで個別支援が必要な方やネウボラルームはぐくみで経過観察が必要な妊婦やパートナー等に個別でおむつ交換、着替え、赤ちゃん抱っこなど育児体験を実施する。

(11) 平塚市妊娠・出産包括支援連携会議

産科、精神科、小児科等の医療機関や行政機関との連携強化を図り、切れ目のない子育て支援を推進し、妊産婦のメンタルヘルスなど様々な課題の抽出、解決に向けての情報交換を行うため、連携会議を年1回程度実施する。

(12) ネウボラルーム「はぐくみ」庁内連携会議

ネウボラルーム「はぐくみ」の運用や、情報共有の場として、庁内の関係課（健康課、保育課、こども家庭課）の職員で構成する連携会議を必要に応じて開催する。

(13) 健康診査

ア 妊婦健康診査

全妊婦を対象に、妊婦の健康管理の徹底を図り、安全な分娩と子の出生を目的として、妊娠中に14回、委託医療機関で実施する妊婦健康診査の費用の一部を助成する。令和7年度から助成額を10万円に増額する。併せて多胎妊娠をしている妊婦に対し、19回まで妊婦健康診査の費用の一部を助成する。

また、健診の結果、健診医が必要と認めた場合は、助産師・保健師等により保健指導を行う。

イ 産婦健康診査

産後うつ予防や新生児の虐待予防等を図るため、おおむね産後1か月の産婦に対して医療機関で実施する健康診査（母体の身

握等)にかかる費用を助成する。

ウ 1か月児健康診査の費用助成

生後28日～生後6週間未満の乳児を対象に1か月児健康診査を受診した際、1か月児健康診査の費用の一部を上限6,000円(1人あたり1回)助成する。

エ 4か月児健康診査

4か月から5か月未満の乳児を対象に、発育栄養状況、運動機能等を診査し、各種の心身障がいを早期に発見して医療措置を受けられるようにするため、委託医療機関で実施する。健康診査の結果、健診医が必要と認めた場合、又は必要に応じて保健師・管理栄養士・歯科衛生士による保健指導を行う。未受診者については電話連絡・家庭訪問等にて状況把握を行う。

オ 8～10か月児健康診査

8か月から11か月未満の乳児を対象に、発育栄養状況、運動機能及び精神発達を診査し、各種の心身障がいを早期に発見し、医療を受けられるように指導するため、委託医療機関で実施する。健康診査の結果、健診医が必要と認めた場合、又は必要に応じて保健師・管理栄養士・歯科衛生士による保健指導を行う。未受診者については電話連絡・家庭訪問等にて状況把握を行う。

カ 1歳6か月児健康診査

1歳7か月児を対象に、医科、歯科健診及び必要に応じて個別相談(生活・栄養・歯科・心理)を保健センターで月2～3回(火曜日)実施する。また、育児支援の強化として、健康診査における子どもの心の安らかな発達のために、親子関係等の把握に努める。健康診査の結果、疾病等の疑いがあり、精密検査を行う必要がある者を対象に、検査費用の一部(自己負担分)を助成する。また、健康診査・個別相談の結果、必要に応じ事後指導を実施する。未受診者については、電話連絡・家庭訪問等にて受診勧奨及び状況把握を行う。

キ 2歳児歯科健康診査

2歳1か月児を対象に歯科医師による口腔診査、歯科保健指導と希望者へのフッ素体験塗布、歯科衛生士によるブラッシング指導及び個別相談(栄養、生活、心理)を保健センターで年24回実施する。

ク 3歳児健康診査

3歳2か月児を対象に、医科・歯科健診と尿検査・視聴覚検査及び必要に応じて個別相談(生活・栄養・歯科・心理)を保健センターで月2～3回(木曜日)実施する。また、育児支援として健康診査における子どもの心の安らかな発達のために親子関係等の把握に努める。(精密検査・事後指導を行う必要のある者に対する扱いは1歳6か月児健康診査と同様とする。)未受診者については、電話連絡・家庭訪問等にて受診勧奨及び状況把握を行う。令和4年度から屈折検査ができる専用の器械(スポットビジョンスクリーナー)を用いて、受診者全員に対して弱視の原因となる屈折異常や斜視のスクリーニング検査を実施している。

ケ 乳幼児ケア

各種乳幼児健康診査、育児相談及び保健師等による家庭訪問等の結果、事後措置が必

要と認められた乳幼児を対象に、小児科医師による検診と必要に応じて個別相談（生活・栄養・運動）を保健センターで月1回実施する。

コ 妊婦歯科健康診査

妊娠中の歯科疾患の現状を把握し、安全で快適な妊娠期の確保と、母子のかかりつけ歯科医の推進につながる事業として実施する。

サ 新生児聴覚検査

新生児期における聴覚障害を早期に発見し、療育支援に繋げることを目的に、医療機関に対して新生児聴覚スクリーニング検査を委託し、費用助成を行う。神奈川県産科医学会に対して支払い業務を依頼。県外等で実施した方には償還払いにて費用を助成する。

(14) 健康教育

ア 母親父親教室

妊婦と夫、その家族を対象に、仲間づくりをしながら妊娠中を順調に過ごし、より良い出産・育児ができるよう支援するために、妊娠中・産後の過ごし方、口腔衛生、栄養などに関する講義や実習を保健センターで実施する。

令和6年度から「あかちゃん誕生準備編」を委託で実施し（参加が産後パパ育休取得応援交付金の交付条件）、受入れ人数の増大に対応している。

父親の参加を促し、妊娠中から産後の生活を想定した夫婦のあり方を二人で考え、協力して育児を行うためのポイントや、父親の役割について情報提供を行う。

イ 離乳食教室

5か月から1歳6か月までの児をもつ保護者を対象に、節目の月齢にあわせてこれからの食生活の基礎となる離乳食の大切さと身体の発育・発達にあわせた進め方、幼児食への移行などについて理解を深めることを目的に教室を実施する。

5, 6か月児は年12回、7, 8か月児は年8回、9か月～1歳6か月児は年6回、試食を織り込んだ教室を実施する。また、5, 6か月児に参加している保護者を対象に、大人の健康的な食事について講義を行う。

ウ むし歯予防教室

8か月～1歳10か月児とその保護者を対象に、その時期の口腔内の特徴と歯の萌出に合わせた口腔衛生指導を行う。「歯っぴいはみがき教室」において8か月～1歳0か月児を対象に年6回、1歳3か月～1歳10か月児を対象に年6回実施する。

エ 幼児健康診査事後フォロー教室（びよびよ教室・たまご教室）

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び育児相談等において言葉や生活習慣、母子関係や社会性等で経過観察を必要とする幼児と保護者を対象に、遊びを通して友達とのかかわり、健全な母子関係の育成支援のため、保健センターで各教室を月2回実施。

オ 祖父母のための育児情報の提供

孫の出生を迎えるにあたり、祖父母の役割を考えるきっかけづくりや育児等に関して時宜にかなった情報提供として祖父母手帳（QRコードを読みとる内容のリーフレット）を母子健康手帳交付時に配布する。

栄養面については、孫の食育を再確認するため祖父母向けパンフレットの配布を行う。

口腔面については、むし歯予防の知識の普及を行うため歯っぴいはみがき教室への祖父母の参加の促しと、祖父母向けパンフレットの配布を行う。

キ 親子食育事業

5歳以上の未就学児と、その保護者である20歳代～40歳代の子育て世代を対象に、「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さの普及啓発、バランスのとれた朝食メニューの実践を目的としたクッキング動画やレシピを、ホームページにて公開する。

ク 情報提供の充実

- (ア) 新婚家庭への情報提供
- (イ) 父親のための育児情報の提供（父子育児手帳）
- (ウ) こんにちは赤ちゃん訪問家庭への子育て情報誌の配付
- (エ) 広報ひらつか、ホームページ、LINE、ほっとメールひらつか等で情報提供
- (オ) 電子母子手帳（母子モ）の普及及び利用促進

(15) 健康相談

ア 育児相談（電話相談を含む）

乳幼児を対象に、発育・発達を確認した上で、育児不安を解消するために、個別相談（栄養・生活・口腔衛生・母乳育児・予防接種の受け方等）を保健センターで月2回（水曜日午前）実施し、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、心理相談員が相談を受ける。

イ 7か月児相談

7か月児を対象に、今後の発達を促すための親子のふれあい遊びや生活リズムについての情報提供や、身長体重測定・発育発達の確認、育児の相談などを受ける。月2回（火曜日午前）実施する。

ウ オンライン育児相談

来所できない方への相談手段としてオンラインによる授乳、離乳食の進め方、歯の手入れ、育児全般に関する相談を行う。保護者の育児不安の軽減、発育発達の助言及び育児指導を行う。予約制。

(16) 訪問指導

ア 妊産婦・新生児訪問指導

妊産婦訪問は、妊婦健康診査の結果、保健指導を必要とする者及び妊産婦訪問希望者に妊娠中及び、出産後28日以内に、助産師、保健師及び管理栄養士、歯科衛生士が訪問指導を行う。新生児訪問は出生連絡票や医療機関からの依頼を受けて、新生児（生後28日以内）の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上必要な事項や異常の早期発見や治療等についての助言指導を行う。

イ こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問して様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を助産師、保健師、看護師が行う。

ウ 乳幼児訪問指導

- (ア) 4か月児健康診査、8～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、及び3歳児健康診査の未受診者を対象に、受診勧奨及び状況把握を行う。

(イ) 健康診査において経過観察を必要とする児の状況把握を行った結果により、また、育児支援等が必要な乳幼児を対象に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、心理相談員が助言、指導を行う。

エ 未熟児（低出生体重児等）訪問指導

未熟児（低出生体重児等）は、正常の新生児に比べ、発育について注意深い配慮が必要であり、また、未熟児を養育する母親の育児不安解消のための支援も重要であるため、出生連絡票、未熟児連絡票、出生届等から対象者を把握し、助産師、保健師、管理栄養士等が訪問指導を行う。

オ 養育支援訪問事業

養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、保健師等による専門的な訪問による相談支援を行うことにより安定した子どもの養育が可能となることを目的として行う。

(17) 低出生体重児と保護者の集い（おひさまくらぶ）

出生体重がおおむね1,700グラム未満の2歳以下の乳幼児とその保護者を対象に、親同士が交流できる機会をつくり、育児不安を取り除く場を提供することにより社会的な孤立を減らす。またスキンシップや遊びの大切さを伝え、親が育児に自信を持つことができるよう、集いの場を保健センターで年6回開催する。

(18) 子どもの生活習慣病予防対策事業

生活習慣病は、小児期からの規則正しい生活習慣や食習慣等によって予防することができるため、保護者や子どもに関わる者等を対象に、知識の普及・啓発を行う。また、子どもの生活習慣病のハイリスク児の早期発見や予防に取り組む。

ア 巡回教室…子どもの生活習慣病の予防を目的として、保育所・幼稚園・認定こども園等に出向き知識の普及のための教室を行う。

イ 健康相談、健康教室…知識の普及とともに、ハイリスク児の早期発見、予防のため、幼児と児童とに分けて実施、幼児には管理栄養士、保健師等が相談対応をし、学童には医師、管理栄養士、養護教諭、健康運動指導士等が相談や運動教室を実施している。（幼児相談随時、児童健康教室年1回）

ウ 対策委員会…「子どもの生活習慣病予防対策委員会」は、子どもに関わる関係団体（医師会、歯科医師会、保護者会、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等）の代表で構成され、各事業の評価や推進を目的に、年1回開催する。

エ 5歳児肥満度調査…小児肥満の動向を把握し、それに即した予防事業を展開できるように、5歳児を対象に身体測定値をもとに肥満度調査する。

オ 関係者への研修会…子どもに関わる機関の関係職種を対象に子どもの生活習慣病及び事業への理解と協力を呼びかける。（5歳児生活実態調査と隔年実施のため、令和7年度は未実施年。）

カ 5歳児生活実態調査…公・私立保

児の生活実態調査を実施する。（関係者への研修会と隔年実施で令和7年度は実施）

(19) 永久歯萌出期歯科保健事業

健全な永久歯へ導くことを目的に、幼稚園、保育所へ出向き、4歳児、5歳児とその保護者を対象に、むし歯予防の知識の普及、啓発を行う「巡回教室」を実施する。

(20) 思春期対策連絡調整事業

生涯にわたり健やかに過ごすための基盤となる思春期の生徒を対象に、学校保健等の関係機関と連携を図り、生命の尊さや母性・父性の養成を行い、妊娠に対する知識、健全な身体づくりについての正しい知識の普及を行う講演や、妊婦体験等を行う。

事業の推進のため、思春期対策連絡会を年1回開催し、各学校との調整や評価を行う。

(21) 妊娠期からの児童虐待予防事業

妊娠期の段階から支援が必要と判断される妊産婦を把握し、早期に必要な支援を行い、育児不安等を軽減することで児童虐待の予防を図ることを目的に、医療機関、平塚児童相談所、平塚保健福祉事務所、こども家庭課と連携して事業を実施する。

事業の推進のため、支援会議を年3回開催するほか、随時必要に応じた連携を図る。

(22) 不妊治療（先進医療）費助成事業

医療保険適用の体外受精、顕微授精と併せて、医療保険の適用とされない先進医療の治療を受けた方を対象に、先進医療にかかった費用の一部（上限5万円）を助成する。

（令和6年度から3年間の時限措置）

(23) 不育症治療費助成事業

妊娠しても流産や死産を繰り返してしまう不育症に悩み、治療を行ったご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費等の一部を助成する。

助成額上限30万円。申請は年度1回までとし、通算2回まで利用できる。

(24) 産後メンタル不調予防アプリ「ACTプログラム-Maternity-」

妊娠中から専用プログラムを実施し、ストレス耐性を高め産後のメンタル不調のリスクを低減する。アプリの利用料を市が負担する。

(25) 妊婦のための支援給付と妊婦等包括相談支援事業

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的不安を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業」を一体的に実施する。

妊婦のための支援給付として妊娠時（5万円相当）と、胎児人数×5万円相当の2回に分けて妊婦のための支援給付金を支給する。なお、現金／スターライトマネーでの給付を選択でき、スターライトマネーの場合は5%のインセンティブを付し、52,500円分を給付する。

「ひらつかネウボラールームはぐくみ」（こども家庭センター）を拠点に、保健師や助産師等が面談を実施し、個々の状況に合った支援を行う。妊娠8か月頃にはアンケート調査を実施し、希望する妊婦やアンケート結果に応じて面談・電話相談を実施する。産後4か月までにこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。

(26) 産後パパ育休応援交付金

子育てを母親一人で抱え込むことが無いよう、共働き・共育てを支援する。男性の育児参加を促進するとともに、社会や地域で支援する仕組みの整備や社会風土を醸成することを目的に、子の出生後8週間以内に4週間（28日）以上の育児休業等を取得した市内在住の男性従業員等に交付金を支給する（こども政策フレームとしてパッケージで推進する）。

原則、平塚市（健康課）が実施する母親父親教室に参加すること・「パパ育休宣言（結果報告含む）」を提出すること・勤務先から休業証明をだすことなどを条件とする。

なお、交付金額は10万円で、現金またはスターライトマネーを選択できる。

(27) ハイリスク等妊婦に対する遠方の分娩（健診）施設への妊婦健診時における交通費及び宿泊費助成事業

医学的な理由等により、周産期母子医療センター（こども医療センターなど）で出産する必要があるハイリスク妊婦または里帰り先から最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦の交通費及び宿泊費を支援する。

(28) 子育てに悩む親と子が集う広場

幼児健診等で心理相談を受けた方への支援の一つとして、子育てに悩む保護者が安心して親子で過ごせる遊びの場所の提供とともに、心理相談員などの専門家にゆっくり相談できる場を設ける。

2 健康増進事業

第3次平塚市健康増進計画（R6～R17）に基づき、市民の健康寿命の延伸を目指し、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防に向けた施策を職種間連携により推進します。特に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の一環として、国保保健事業等と連携して市の健康課題の一つである高血圧予防に取り組みます。

(1) 平塚市健康増進計画推進事業

ア 計画の進行管理

関係各課や関係機関との連携により、生涯を通じた市民の健康づくりを推進するため、平塚市健康増進計画推進部会を設置し、第3次計画の推進及び進捗状況の評価を行う。また、第3次計画の進捗管理等については市民健康づくり推進協議会を位置づける。

イ 地域・職域連携事業

高血圧の一次予防を推進することを目的に、市民の健康づくりに関する包括連携協定企業と連携するなど、働く世代への普及啓発を実施する。

ウ 大型商業施設でのイベント

「ひらつか健康・食育プラン21」（第3次平塚市健康増進計画及び第3次平塚市食育推進計画）の普及啓発を目的にららぽーと湘南平塚で健康づくりイベントを実施する。

(2) 健康手帳

40歳以上の者に対し、健康手帳を市ホームページからダウンロードし、自らの健康保持に必要な事項を記載して健康管理のために利用するよう促す。健康手帳の紙面での交付は在庫限りとなる。

(3) 健康教育

高血圧等の生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、「日ごろの生活習慣を見直し、自分の健康管理に役立てる」という健康の保持増進を目的として、下記の事業を実施する。

ア 健康講話

平塚市民病院の公開講座と共催で開催する。保健師、管理栄養士が専門職の立場から日頃の健康管理や生活習慣病予防に関する情報を提供する。

イ 肥満予防・改善教室（市主催）

若い世代から生活習慣病やその予備群であるメタボリックシンドロームを予防するための運動や食生活の知識、運動に関する基礎的技術の取得を目的とした6回コースの教室を年2回開催する。講座のうち1回は管理栄養士による試食の提供を行う

ウ 運動体験教室

生活習慣病予防に重要な運動習慣を獲得するきっかけづくりを目的として、自宅等で手軽に取り入れやすい運動を紹介する教室を年6回開催する。

うち1回は運動をしていない人の割合が高い20～50歳代の人が受講しやすいよう、オンラインで開催し、アーカイブ配信も行う。

エ 生活習慣病予防(栄養体験)

高血圧、肥満、やせを防ぐ食生活について食生活改善推進団体に委託し、地域の6公民館で実施する。

オ 休養・こころの健康づくり(神奈中と)

市民の健康づくりに関する包括連携協定を締結している神奈中スポーツデザインと協力して「働く世代の健康づくり」として企業におけるストレス対策講座開催する。

カ 口腔の健康づくり

歯周病等に関する知識や予防を目的とした教室を、保健センターなどで開催する。また、歯間清掃用具の普及・啓発を目的に、保護者と園児を対象として、むし歯予防教室「歯っぴいはみがき教室」と、永久歯萌出期歯科保健事業の「巡回教室」を実施する。

キ がんリスクチェック

ホームページで国立がん研究センターが運営する「がんリスクチェックサイト」を、周知啓発し、がんに関する知識を得るきっかけを作り、自ら健康への意識を高めることにより、がん検診の受診率向上を図る。

(4) 健康相談

保健師・管理栄養士等が、生活習慣病予防等の疾病の早期改善と自己管理の意識向上を図るための相談を実施する。さらに、高血圧対策として、高血圧改善のための生活習慣の行動変容、肥満改善等を支援するためのフォロー相談を実施する。

総合相談（来所および電話）

予約制の相談（ヘルスアップ相談）月2～5回。

(5) 健康診査

ア 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度に加入している者へ健康診査を実施する。（保険年金課へ移管）

イ その他健康診査

40歳以上で、生活保護受給の方及び中国残留邦人等及び特定配偶者支援給付受給者の者へ健康診査を実施する。

ウ 肝炎ウイルス検診

40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けていない者を対象に実施する。40歳から5歳刻みの方へ無料クーポンを送付している。（国県補助事業2/3）

エ 成人歯科健康診査

対象者は原則40歳・50歳・60歳・70歳の節目年齢の者とし、成人歯科健康診査を指定実施医療機関において個別に実施する。（口腔がん検診をオプションで実施）

オ 骨密度測定

対象者は20歳以上の者とし、年数回程度実施する。

カ がん検診

(ア) 胃がん検診

対象者は40歳以上の者とし、胃部X線検査を集団検診（年間44回）で実施する。一次検診機関において二重読影を実施する。

平成30年度からは、50歳以上70歳未満の偶数年齢の方を対象に、指定医療機関において内視鏡検査を実施した。内視鏡検査の結果は医療機関と胃がん検診判定会の両方でフィルムを二重読影する「ダブルチェックシステム」を適用し、要精密検査者には、精密検査を受けるよう周知、実施機関においては胃がん検診判定会に結果を提出する。精密検査の結果と一次検診の結果を見比べ、一次検診の精度を高める。

(イ) 大腸がん検診

対象者は40歳以上の者とし、集団検診（年間44回）を実施するほか、平成30年度から指定医療機関において施設検診での受診を開始した。要精密検査者には、

精密検査を受けるよう周知し、実施機関においては、大腸検診判定会に結果を提出する。精密検査の結果と一次検診の結果を見比べ、一次検診の精度を高める。

(ウ) 肺がん検診

対象者は40歳以上の者とし、指定医療機関において施設検診として実施する。医師が必要と認めた者には喀痰細胞診も実施する。

検診医療機関においては、肺がん検診判定会に検診票及びフィルムを提出し、ダブルチェックを行い、要精密検査者には、精密検査を受けるよう周知、実施機関においては、肺がん検診判定会に結果を提出する。精密検査の結果と一次検診の結果を見比べ、一次検診の精度を高める。

(エ) 子宮がん検診

対象者は20歳以上の女性で、頸がん検診は集団検診と施設検診の二つの方法で実施する。集団検診は年間31回実施し、施設検診は指定医療機関において実施する。体がん検診は、施設検診において医師が必要と認めた者に実施する。

(オ) 乳がん検診

対象者は40歳以上の偶数年齢の女性で、視触診とマンモグラフィの併用検診を集団検診と施設検診で実施する。なお、40歳以上の奇数年齢の女性でも、前年度未受診の方は受診可能とする。集団検診は年間31回実施し、施設検診は医師会が推薦した医療機関において実施する。(一社)乳がん予防医学推進協会の協力で市内ショッピングモールでの検診を開催予定。

(カ) 前立腺がん検診

対象者は、40・45・50・55・60歳の男性で、指定医療機関において、施設検診として実施する。(令和5年度当初予算で65歳70歳の対象年齢拡大を要求したが発症年齢の調査等調査や効果検証が足りないなどの理由で却下)

(キ) 口腔がん検診(成人歯科検診のオプション)

対象者は原則40歳・50歳・60歳・70歳の節目年齢の者とし、成人歯科健康診査のオプションとして、平塚歯科医師会に委託して実施する。自己負担金100円

(6) 訪問指導

生活習慣病予防及び心身機能の低下防止と健康保持増進を図ることを目的として、保健サービスと医療・福祉等他のサービスとの調整を図り、本人及びその家族に対して保健・栄養・口腔等に関する必要な指導、相談を実施する。

(7) 健康週間・月間事業

世界禁煙デーに合わせて、「たばこと健康」に関する情報提供を広報媒体等で周知する。また、がん征圧月間及びがん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーンに併せてがん予防に関する情報提供を広報媒体等で周知する。女性の健康習慣(3月1日～8日)に合わせて保健センターで女性が自身の体と心の健康を考えられるような周知・啓発等を実施する。また、野菜の摂取量を増やすため、6月の食育月間の幼児健診日に合わせて啓発を6回実施する

3 食育推進事業

第3次平塚市食育推進計画（R6～R17）に基づき、本市の地域性や歴史を活かした食育を進めるとともに、次世代を担う子どもから高齢者まで、「食」に対する知識と、「食」選択する力を様々な経験を通じて習得してもらうため関係各課や関係団体と連携し市民自らが食育を推進するための取組みを行う。

また、計画に位置付けた施策の進行は「平塚市食育推進会議」及び「平塚市食育推進計画進行会議」で行う。

「ひらつか健康・食育プラン21」（第3次平塚市健康増進計画及び第3次平塚市食育推進計画）を令和6年4月からスタートさせ、普及啓発を目的にジ・アウトレットでのイベントなどを食育や他事業と合わせ実施する。

4 予防接種事業

本市の定期予防接種は、予防接種法に基づき個別方式で実施する。

(1) 定期接種

医師会から推薦を受けた医療機関で個別に実施する。

ア ジフテリア、破傷風の二種混合予防接種（DT）

対象者 11歳から13歳未満の者（1回）

イ 百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオの四種混合予防接種（DPT-IPV）

対象者 1期初回：生後3か月から7歳6か月未満の者（3回）

1期追加：生後3か月から7歳6か月未満の者

（第1期初回終了後6か月以上の間隔をおく（1回））

ウ 百日せき、ジフテリア、破傷風の三種混合予防接種（DPT）

対象者 1期初回：生後3か月から7歳6か月未満の者（3回）

1期追加：生後3か月から7歳6か月未満の者

（第1期初回終了後6か月以上の間隔をおく（1回））

エ 急性灰白髄炎（ポリオ）予防接種

対象者 1期初回：生後3か月から7歳6か月未満の者（3回）

1期追加：生後3か月から7歳6か月未満の者

（第1期初回終了後6か月以上の間隔をおく（1回））

オ 麻しん・風しん予防接種

対象者 1期：生後1歳から2歳未満の者

2期：5歳から7歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

※ 追加対策 1962年4月2日から1979年4月1日までの間に生まれた男性に対して、風しん抗体検査を実施し、抗体価が低い場合は予防接種（第5期）を実施する。経過措置として2019年から2021年度末までの3年間限定であったが、国の方針として正式に事業の3年間の延長（2024年度末まで）が決定した。その後、2024年度までに抗体検査を行ったものに対し、経過措置の延長が決まった。

カ 日本脳炎予防接種

対象者 1期初回：生後6か月から7歳6か月未満の者（2回）

1期追加：生後6か月から7歳6か月未満の者

（第1期初回終了後おおむね1年おく（1回））

2期：9歳から13歳未満の者（1回）

キ BCG予防接種

対象者 生後1歳未満の者

ク ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン予防接種

対象者 小学6年生から高校1年生に相当する年齢の女子（3回）約5,500人

※ 令和3年11月に厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）で、2013年以降止まっていたHPVワクチンの積極的接種勧奨差し控えを終了するとの結論が出された。令和4年度から中学校1年生（13歳）と定期接種の最終年齢となる高校1年生（16歳）に個別勧奨を実施する。

※ 積極的勧奨を実施しなかったキャッチアップ世代（平成9年～17年生まれ）の中でHPVワクチン接種を3回終了していない方約7,900人に接種を行う。

※ 令和5年4月1日から9価ワクチン（シルガード）の定期接種が可能となる。
15歳未満で9価ワクチンの接種を開始した場合は2回で接種完了。

ケ ヒブワクチン予防接種

対象者 生後2か月から5歳未満の者（接種開始年齢によって1回から4回）

コ 小児用肺炎球菌ワクチン予防接種

対象者 生後2か月から5歳未満の者（接種開始年齢によって1回から4回）

サ 水痘（水ぼうそう）予防接種

対象者 生後1歳から3歳未満の者（2回）

シ B型肝炎予防接種

対象者 生後1歳未満の者

ス ロタウイルスワクチン予防接種（令和2年10月1日から定期接種化）

対象者 生後6週以後（1価ワクチンは2回、5価ワクチンは3回）

セ インフルエンザ予防接種（B類）

対象者 ① 65歳以上の者

② 60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又は、ヒト免疫不全ウイルスによる機能の障害を有する者
（10月15日から翌年1月31日までを予定）

ソ 高齢者用肺炎球菌予防接種（B類）

対象者 ① 65歳（70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳については経過措置期間中のみ）の者

② 60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又は、ヒト免疫不全ウイルスによる機能の障害を有する者
（生涯1回）

※ 平成31年度から令和5年度まで5年間、経過措置が延長された。

タ 新型コロナウイルスワクチン予防接種（B類）

対象者：政府の方針に従ってワクチン接種を実施する。

(2) 平塚市風しん対策事業（任意接種）

風しんの流行に伴う対策として、先天性風しん症候群を予防するため、大人の風しん予防接種費用の一部助成事業を実施する。

ア 実施期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 対象 ○妊娠を予定または希望している女性
○妊娠している女性の配偶者（子の父親）
ただし、次の人は除く。

- ・風しんに罹患歴のある人
- ・風しん（麻しん風しん混合MR、麻しん風しんおたふくかぜ混合MMR含む）の予防接種を受けたことがある人
- ・妊娠中の女性

- ウ 接種場所 平塚市風しん対策事業協力医療機関
- エ 助成回数 1人1回
- オ 助成費用 MRワクチン（麻しん風しん混合）を接種した場合 5,000円
 風しん単味ワクチンを接種した場合 3,000円
 ※接種者は、接種費用から上記の助成額を引いた差額を協力医療機関へ支払う（任意の予防接種のため、接種費用は医療機関により異なる）。
 ※次のいずれかに該当する場合、接種費用を全額助成する。
- ・生活保護法による非保護世帯の方
 - ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者の方
 - ・市民税非課税世帯に属する方
- カ 申請方法 協力医療機関で接種の際、対象確認のための書類を提示のうえ、助成申請書に記入して申し込む。
- <確認書類>
- ・健康保険証など住所等が確認できるもの
 - ・妊娠している女性の配偶者は、出産予定の子どもの母子手帳の原本または父親の氏名が書かれた部分のコピー

(3) 骨髄移植等による予防接種の再接種費助成事業（任意接種）

骨髄移植等で、免疫力を失った方が定期の予防接種を再接種する場合の費用を新たに助成する。「平塚市特別の理由による任意予防接種費用補助金交付要綱」

5 感染症予防事業

感染症法に定める健康診断や感染症に対する消毒業務等を、平塚保健福祉事務所と連携をとりながら実施する。

(1) 結核検診胸部エックス線撮影

65歳以上の者を対象に保健センター等でがん検診と同時に年9回実施する。
 要精密検査者に対しては、医療機関への受診勧奨を行う。

(2) エイズ予防事業

国、県、保健福祉事務所などと密に連携をとりながら広報に努め周知を図る。

(3) 新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザが発生した場合に市民の安心安全を確保することを目的に、平成21年5月に本市独自の「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。その後平成28年2月に新型インフルエンザ等特別措置法に基づき計画を改定し今に至る。

国、県が行動計画を改定したことにより、令和7年度中に市の行動計画も改定する。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策本部

本市では特措法及び「平塚市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「平塚市新型インフルエンザ等対策本部条例」、「平塚市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱」の規定に基づき設置している。事務局は健康課だが、健康課と危機管理課が協力して運営する。

(5) 平塚市新型インフルエンザ等対策調整会議

平塚市新型インフルエンザ等対策調整会議設置要綱に基づき設置している。事務局は健康課。市対策本部の廃止後において も、感染状況の変化や新たな変異株の発

生等に迅速かつ的確に対応するために、必要に応じて「平塚市新型インフルエンザ等対策調整会議」を開催する。

6 献血推進事業

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条に基づき実施している。献血の大切さを市のホームページ等で訴えるとともに、国、県及び日本赤十字社と協力して市内事業所、公共機関、大学等における献血の計画的実施に加え、街頭での献血参加を呼びかける。

7 保健衛生協力団体等補助事業

保健事業を推進するにあたり平塚市医師会、平塚歯科医師会、平塚中郡薬剤師会、平塚地区食品衛生協会等、保健衛生の向上と市民の健康の増進に寄与する団体に補助するほか、外国籍市民を入院に至る救急診療をしたことにより、未収金が生じた医療機関に補助を行う。

8 地域保健・健康づくり事業

「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という認識のもとに、各人が栄養、運動、休養のバランスのとれた日常生活が送れるよう、地域住民と共に健康づくりを推進する。

(1) 地区組織活動

ア 健康推進員養成育成事業

(ア) 健康推進員養成事業

住民の健康づくり活動を推進するために、一般住民から健康推進員を募集し、健康づくり活動に必要な知識を取得するために養成講座を1講座8回で年1回実施する。また、養成講座後のフォローを目的として、養成後の講座を年1回実施する。

(イ) 健康推進員育成事業

健康推進員養成講座を修了し、地域で活動している者を対象に育成講座を年1回以上実施する。さらに平塚市健康推進員連絡協議会に対して、地域活動の推進のための助言、協力を行う。

イ 食生活改善推進員養成育成事業

(ア) 食生活改善推進員養成事業

食生活改善活動の推進等に必要な知識と実践のための技術を修得する食生活改善推進員養成講座を保健センター等で年8回実施する。食生活改善推進員を養成することにより、食生活改善の重要性を理解し、地域における組織的な食生活改善活動を推進する。

(イ) 食生活改善推進員育成事業

食生活改善推進員養成講座を修了し、現在地域で活動を行っている平塚市食生活改善推進団体に対して、最新の食情報の提供と地域活動の推進のための助言、協力等を行う。

(2) 健康づくり推進事業

市民の健康づくりを円滑に推進するため、健康ウォーキング及びくすの木体操教室などの開催及び機関紙の発行等、健康づくりに関する事業を平塚市健康推進員連絡協議会に委託して実施する。高血圧対策として、委託事業のなかで、家庭血圧測定に関する情報提供を行う。

(3) 栄養改善指導事業

健康づくりに必要な食生活の正しい知識を普及・啓発し、介護予防を含めたより健康な生活が送れるよう支援し、地域の食生活のレベルアップを図るために、平塚市食生活改善推進団体に委託して実施する。

(4) 地域健康づくり支援事業

健康増進事業、母子保健事業、その他保健事業に関する健康教育等を保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が地区公民館、自治会、地区社会福祉協議会等と協力して、企画、運営し、地区住民に対する知識の普及、啓発を図る。

(5) 地域・職域連携事業

地域保健と職域保健を担う関係機関との連携により、勤労者の健康づくりを支援するため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が生活習慣病予防、歯周病予防などの知識の普及、啓発を図る。

9 腎・アイバンク、骨髄バンク事業の協力支援

(財)かながわ健康財団が実施する腎・アイバンクの事業及び平塚市腎友会が実施する事業のPR等、協力支援を行う。また、骨髄移植の推進を図るため骨髄バンク事業の普及・啓発に協力する。

10 骨髄等移植ドナー支援事業

骨髄・末梢血幹細胞の提供のために通院・入院したドナーの負担軽減を図るため、ドナー及びそのドナーが勤務する事業所に対して助成金を交付する。

11 広報活動

市民に対し各種保健事業の広報を積極的に展開していく。

(1) 広報ひらつか

年間広報計画を作成し、健康課の健診やイベント情報を発信する。

(2) 市ホームページ

本市が開設しているホームページに各種保健事業の行事予定、取り組み等を掲載する。

(3) ほっとメールひらつか（ひらつか子育て応援メール）（デジタル推進課主管）

健康診査や予防接種の情報、育児等に関する相談情報、感染流行に伴う注意喚起等を、市民が登録した携帯電話やパソコンなどへ電子メールで配信する。

(4) SNS（LINE、Facebook、twitter）（デジタル推進課主管）

市が持つアカウントで各種SNSによる情報発信を行う。健康課ではLINEによる情報発信を行う。

(5) Baby&kids健康カレンダー

乳幼児を持つ保護者への情報提供、子育て支援のため、本市が実施する母子保健にかかわる事業等についてリーフレットにまとめて配布する。

(6) 予防接種インフォメーション

子どもが疾病に対する免疫の効果を得るために、本市が実施する定期の予防接種についてリーフレットにまとめて配布する。

(7) 電子母子手帳（神奈川県）

神奈川県が運用する電子母子手帳アプリ「母子モ」の情報発信機能を利用して、登録者へ市の情報を配信する。

12 救急医療

(1) 休日・夜間急患診療所

休日・夜間急患診療所の運営については、医師会、歯科医師会及び薬剤師会の協力を得て、休日・夜間における急病者の医療を確保。

※休日診療（日曜日・祝日・12月29日から1月3日まで）

（昼）受付時間……午前9時00分から午前11時30分まで

（歯科の受付は午前9時30分から）

午後1時30分から午後4時30分まで

診療科目……内科、小児科、外科、歯科、耳鼻咽喉科、眼科

※耳鼻咽喉科、眼科（毎月第2・4日曜日に実施）

（夜）受付時間……午後7時から午後10時30分まで

診療科目……内科、小児科、外科

※平日夜間診療（月曜日～土曜日）

（夜）受付時間……午後7時から午後10時30分まで

診療科目……内科、小児科、外科

（月曜日から金曜日の外科は午後7時30分から診療）

(2) 二次救急医療

二次救急医療は、平塚・中郡地区の4医療機関が輪番制で実施する。休日（内科・小児科・外科・産婦人科の4科）及び土曜日（内科・小児科・外科の3科）は24時間体制で、平日（内科・小児科の2科）は午後6時から翌朝午前8時30分まで対応。

(3) 障がい者歯科二次診療

診療が困難な障がい者の歯科診療を保健センター内の「障がい者歯科診療所」において、毎週木・土曜日の午後1時から午後5時まで（予約制）、第1・3木曜日は午前10時から正午まで（定期検診のみ）実施。

神奈川県では、事業に必要な施設・設備の整備に要する経費の一部を補助することになり、生体監視モニタ等を更新する。県補助3/4

(4) 要介護・高齢者歯科診療

一般の在宅歯科診療所では、対応が困難な歯科診療領域における、在宅要介護者等の患者の治療機会を確保するため、平塚歯科医師会が運営する休日急患歯科診療所に設置する。休日急患歯科診療所等を基軸とする在宅歯科後方支援機能を構築することをもって、在宅歯科における地域包括ケアシステムの充実・強化を図ることを目的とする。

1.3 特定健康診査及び特定保健指導等

(1) 特定健康診査（保険年金課所管）

平塚市国民健康保険に加入している40歳以上74歳以下の加入者を対象に、平塚市が特定健康診査を実施する。（保険年金課特別会計予算）

(2) 特定保健指導（令和3年度から保険年金課所管）

特定健康診査受診者の健診結果を生活習慣病のリスクに応じて「情報提供・動機付け支援・積極的支援」に階層化し、「動機付け支援」「積極的支援」に該当した者に対して生活習慣改善のための保健指導を実施する。

(3) 糖尿病重症化予防保健指導（令和3年度から保険年金課所管）

特定健康診査等の受診結果から、糖尿病及び糖尿病性腎症について重症化の恐れがありながらも特定保健指導等の対象とならない者に対し、食習慣と運動習慣、検査データ改善のため個別指導等

(4) その他健診後の相談業務(生活福祉課所管)

14 新型コロナウイルス感染症対策調整会議

平塚市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本来は副市長を座長とする調整会議を開くことになっている。新型コロナウイルス感染症に対しては、令和2年1月29日設置し、第1回会議を開催した。

15 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型インフルエンザ等が発生し、国から緊急事態宣言がなされた時、又は市対策本部長が必要と判断した時は、平塚市新型インフルエンザ等対策本部を設置することになっている。新型コロナウイルス感染症は「平塚市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱」に基づき令和2年2月10日に本部を設置し、令和5年5月8日に廃止。健康課、危機管理課（協力）が事務局

16 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業

予防接種法の改正により「臨時接種」となった新型コロナウイルスワクチンの接種を実施してきたが、「定期接種」に変更となり、予防接種事業の一部となる。

17 熱中症予防に関する検討会

市民一人一人が効果的な熱中症予防行動がとれるよう、年2回庁内の関連各課が集まり、各課で取り組んでいる熱中症の予防対策や情報発信の内容について検討する。

また、熱中症について正しい知識を学び、関係者や市民に広める人材を養成する「熱中症対策アンバサダー養成講座」を協定締結企業である大塚製薬（株）に協力して開催する。

以上